

公金経理の適正化について

平成 21 年 3 月 26 日

総 務 部

1 市長及び常勤特別職の責任の取り方について

(1) 概要

現在、市の財政状況を勘案し、特別職の給料月額を削減を実施しているところであるが、一般の公金の不適切な事務処理についての責任を明確にするため、市政執行の最高責任者としての市長並びに副市長、区長及び教育長について、平成21年4月分の給料月額を更に削減しようとするものである。

(2) 削減内容

区 分	基本給料月額	平成21年4月1日から平成22年3月31日までの給料月額	平成21年4月分の給料月額
市長	1,138,000円	1,080,000円	864,000円
副市長	882,000円	837,000円	754,000円
区長	663,300円	663,300円	597,000円
教育長	721,000円	684,000円	616,000円

(3) 条例の改正

盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する。

2 職員の処分について

(1) 概要

今般、長期にわたり、広範囲な部署において不適切な経理の執行が確認されたのは、「予算の使い切り」の風潮や公務に使用される限り多少ルールから逸脱しても容認されるという職場風土が厳正な公金経理に対する意識の不十分さにつながっていたものと考えられる。

このような職場風土を払拭し、今後二度と市民の不信感を招く不適切な経理執行を行わないための戒めとするため、関係職員に対し厳正な処分をしようとするものである。

(2) 処分の具体的内容

ア 調査対象職員数 456 人

イ 処分対象職員数 382 人

(ア) 戒告 20 人

不適切経理の態様のうち「預け」、「差し替え」、「一括払い」が単年度で 50 万円以上確認された部署の管理職及びその上司

(イ) 訓告 57 人

上記(ア)の戒告に該当する職員以外で、不適切経理の態様のうち「預け」「差し替え」「一括払い」に関与した所属長及びその上司

(ウ) 口頭厳重注意 305 人

上記以外の不適切経理に関与した職員及び財政担当として関与した職員

ウ 他団体分 63 人 (訓告, 口頭厳重注意相当)

他団体に所属する職員で、市に処分権限がない職員(他団体に対し内申予定)